

別表七(一)

「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合（青色申告書を提出している場合に限り）に、当該欠損金額につき翌期以後に法第 57 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
- (2) 法人が、当期の欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は令第 114 条（固定資産に準ずる繰延資産）に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）があるときに、当該災害損失欠損金額につき翌期以後に法第 58 条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
- (3) 法人の有する震災特例法第 15 条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から 3 年以内に同法第 16 条の 3 第 1 項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用（以下「震災関連原状回復費用」といいます。）を支出することができなかつた法人が、その事情がやんだ日の翌日から 3 年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときに、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額を災害損失欠損金額に該当するものとみなして、法第 58 条の規定の適用を受ける場合
- (4) 法人が仮決算による中間申告をする場合に、法第 78 条（所得税額等の還付）の規定による還付を受ける場合
- (5) 法人が、法第 80 条第 5 項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第 1 項の規定により還付の請求をする場合
- (6) 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じたものに限り）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り）について、平成 27 年改正前の法第 57 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は法第 57 条の規定の適用を受ける場合
- (7) 災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じたものに限り）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り）について、平成 27 年改正前の法第 58 条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）又は法第 58 条の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100} \times 2$ 」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合</p> $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$ <p>(注) 中小法人等事業年度とは、法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第 6 項各号に掲げる法人の法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第 6 項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下同じです。</p> <p>① 措置法第 67 条の 14 第 1 項第 1 号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社</p>	<p>中小法人等の判定については、84 ページを参照してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>② 措置法第67条の15第1項第1号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人</p> <p>③ 措置法第68条の3の2第1項第1号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法第4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいいます。以下同じです。)</p> <p>④ 措置法第68条の3の3第1項第1号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p> <p>(2) (1)以外の事業年度である場合</p> <p>(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$</p>	
<p>「控除未済欠損金額3」</p>	<p>(1) 青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じたものに限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合((2)に該当する場合を除きます。)には、同項の規定によりその法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを含みます。)のうち、法第57条第9項又は第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。</p> <p>(5) 当期において法第59条第1項又は第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限り) (会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けた</p>	<p>平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金額又は災害損失欠損金額の繰越期間は10年とされていますが、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は、これまでと同様に9年であることに御注意ください。</p> <p>(3月決算法人の例)</p> <p>平成31年3月期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)に生じた青色欠損金額を10年間繰り越した場合に控除することとなる事業年度は令和11年3月期(自令和10年4月1日至令和11年3月31日)となります。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		場合には、別表七(二)「27」の金額を記載します。	
	「当期控除額4」	古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。	
当 期 分 の 各 欄	各欄共通	<p>当期の別表四の「所得金額又は欠損金額47」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。</p> <p>なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうち災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額16」の金額を移記します。</p>	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額5」の記載は必要ありません。
	「欠損金の繰戻し額」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」 「災害損失金」のうち法第80条第5項において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p> <p>(2) 「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」 「青色欠損金」のうち法第80条の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p>	<p>当期が青色申告書を提出できる事業年度である場合には、「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」には記載せず、「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」に、青色欠損金の繰戻し額と災害損失欠損金の繰戻し額の合計額を記載してください。</p> <p>措置法第66条の13第1項各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成4年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、解散(適格合併による解散を除きます。)、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき及び法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額があるときを除き、同条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。</p>
	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。	
災害により生じた損失の額の計算の各欄	「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第16条の3第1項各号に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。	

欄	記載要領	注意事項																			
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄 「災害により生じた損失の額」の各欄共通	棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害により生じた損失の額に関する明細書 <table border="1" data-bbox="523 398 1109 705"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="4">災害により生じた損失の額</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">保険金又は賠償等の額は償金額</th> </tr> <tr> <th>資産の減失等により生じた損失の額</th> <th>被害の復元の費用に係る損失の額</th> <th>資産の回復のための費用に係る損失の額</th> <th>被害の拡大防止のための費用に係る損失の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				計	保険金又は賠償等の額は償金額	資産の減失等により生じた損失の額	被害の復元の費用に係る損失の額	資産の回復のための費用に係る損失の額	被害の拡大防止のための費用に係る損失の額		円	円	円	円	円	円	左記の様式は、国税庁ホームページ（ www.nta.go.jp ）に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
資産の種類	災害前の帳簿価額			災害により生じた損失の額						計	保険金又は賠償等の額は償金額										
		資産の減失等により生じた損失の額	被害の復元の費用に係る損失の額	資産の回復のための費用に係る損失の額	被害の拡大防止のための費用に係る損失の額																
	円	円	円	円	円	円															

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、78、80、平成 27 年改正法附則 1 八の二、27①、令 112～116 の 2、規 26～26 の 5 の 2、震災特例法 16 の 3、震災特例法令 16 の 3